

**津市家具等転倒防止対策啓発事業を利用するに当たっての確認事項**

■注意事項■ チェック欄

- 固定された家具等が転倒するなどし、被害が発生しても、市はその損害責任を一切負いません。
- 配布する固定金具については、取付方法等によっては市がその安全性を全て保障するものではありません。
- 固定後の金具等の取外しや、借家等の明け渡しの際に原型復旧が必要な場合は、申請者の自己責任で行ってください。
- 固定金具の取付が完了してから30日以内に原則、実績報告を窓口（防災室若しくは各総合支所地域振興課）まで提出してください。
- ボランティアによる固定金具の取付につきましては、先着順とし、募集枠に達し次第、終了させていただきます。なお、窓口にてボランティアによる取付の決定は行わず、希望者には後日、取付支援の実施若しくは取付支援をお断りする旨の通知を郵送しますので宜しくお願いします。
- 家具を固定する際、家具及び壁等に金具等で穴を空ける必要がありますので、ボランティア団体に取付工事を依頼する場合は、取付方法・取付位置について十分確認した上で実施してください。なお、取付の際に生じた家具や家屋の不意の損傷については市、ボランティア団体、共にその損害責任を一切負いませんので、くれぐれもボランティアの趣旨を十分理解した上で申し込んでください。
- ボランティア団体に取付支援を依頼する場合は、取付支援の実施日までに必ず家具内の収容物を搬出願います。実施日当日、搬出されていない場合は、取付支援をお断りする場合があります。なお、ボランティア団体は配布金具の取付支援以外のことは、一切行いません。
- ボランティア団体が行う取付支援を中止するときは、速やかに市防災室（電話：229-3104）まで連絡してください。

住所

氏名